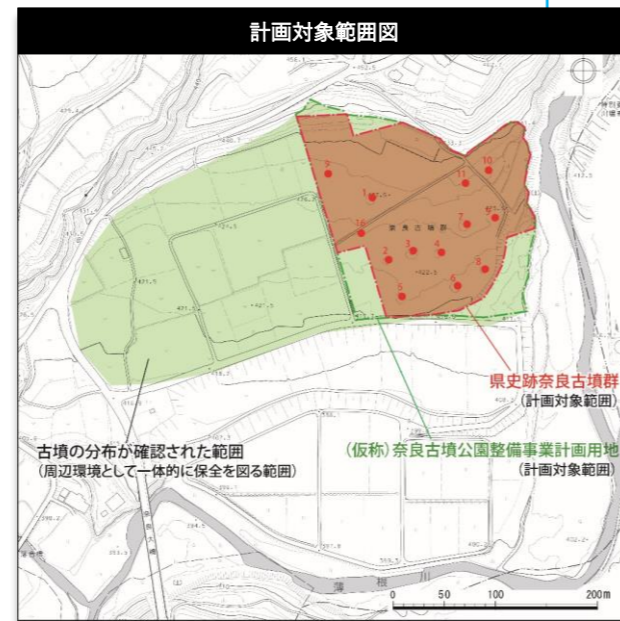


沿革と目的

- 奈良古墳群は、昭和 10 年（1935）の群馬県下一斉古墳調査の際、36 基の古墳が確認されました。
- 戦後は、土地改良事業が行われ畑地や水田になって一部壊されますが、昭和 55 年（1980）に奈良古墳群が沼田市史跡に指定されました。
- その後、古墳公園整備に向けて保存範囲を東半分を設定して市の所有地となり、維持管理しています。
- そして、令和 2 年（2020）2 月 21 日、奈良古墳群は群馬県史跡に指定されました。
- こうした経緯を背景に、奈良古墳群を適切に保存・管理し、後世に正しく伝えていくために、県指定史跡としての価値評価と奈良古墳群の構成要素を明示した上で、適切な保存・管理の在り方や現状変更等の取扱基準とともに、整備・活用の方針を示した「保存活用計画」を定めるものです。



奈良古墳群の本質的価値

- これまでの調査研究の成果を踏まえて、奈良古墳群の本質的価値を以下に整理します。
 - 岸段丘上の緩斜面に小規模な古墳が集中する姿が現存しており、群馬県北部（北毛）で営まれた群集墳の有り様が良くわかる。
 - 7 世紀から築造が始まった埴輪を伴わない小規模な円墳のみで構成されており、県内における古墳時代終末期の群集墳の形成・発展過程を知る上で重要な群集墳である。
 - 古墳副葬資料に馬具類・武器類の充実が認められ、古墳群を築造した集団は、馬の生産に関わるとともに、軍事的側面を有した存在であり、北毛における馬生産に関わる歴史的な展開を推測できる群集墳である。



現状と課題

- 保存 公開範囲の拡大、各古墳に応じた保存状況の把握、指定地内の市道の取扱い、出土遺物の保管や公開
- 活用 未整備の段階で可能な情報発信や見学公開、奈良古墳群に関心を高める魅力づくり
- 整備 古墳公園としての整備事業の着実な実施、利便施設の設置、解説板・名称標識の更新、見学路の見直しや導入部の分かりにくさの解消
- 運営及び体制整備 沼田市における整備や活用に向けた体制づくり、周辺地域との連携体制

計画の大綱

- 奈良古墳群にふさわしい保存と活用に取り組むにあたり、本計画の大綱を定めました。
 - 奈良古墳群の保存された意義について広く周知し、地域にとってかけがえのない歴史文化遺産として未来へと継承する。
 - 本物の魅力をそのまま体感できる古墳群として、適切な管理を行いつつ公開する。
 - 奈良古墳群の価値を分かりやすく伝える活用事業や整備事業を推進する。
 - 保存活用を推進するための管理運営体制を整える。

基本的な方向性

保存（保存管理）

■ 共通事項

- 指定地の環境を良好に維持し、周辺と一体となった景観の保全を図る。
- 本質的価値の構成要素（古墳）に対し、遺構の状況を把握し、必要に応じて保存措置を講じる。
- 樹木の根等が古墳の保存を脅かす場合は、古墳の保存を優先した対策をとる。

■ 地区別の保存管理

- 【県史跡地区（指定地）】 古墳公園を目指す中で、現状維持の保存管理を行う。現地公開を継続する。
- 【利便地区（指定地外）】 古墳群の保存や活用を妨げない範囲で利活用を行う。県史跡地区に設置が適切ではない利便施設を配置する。

活 用

- ふるさとを知り愛着を育む学びの場としての活用 奈良古墳群を通じて、古代の沼田地域を知るための地域学習の機会を提供する。
- 憩いの場としての活用 地域住民・市民を始め、人々の憩いの場となるような活用策を進める。
- 文化的観光資源としての活用 沼田市域に存在する歴史文化遺産や周辺の農村景観を、奈良古墳群と関連付けて活用することにより、市域の多彩で豊かな歴史文化を体感できるようにする。
- 多様な情報発信による史跡の活用 周囲の環境と一体で保全されてきた奈良古墳群の持つ価値や魅力を、多様な方法を用いて広く周知できる取組を進める。

整 備

- 遺構の保存に万全を期した整備 整備に当たっては、地上で確認できる古墳だけではなく、地下に埋蔵されている古墳跡を含めた全ての遺構について、保存を確実にを行うものとする。
- 調査研究の成果に基づいた整備 既往の研究成果に基づき、奈良古墳群の特徴や価値を分かりやすく伝え、往時の姿を感じられる整備を目指す。
- 周辺環境と調和のとれた整備 奈良古墳群の整備に際し、園路やトイレ等の設置に際しては、指定地のみならず、河岸段丘の斜面緑地や周辺農地と一体となった良好な景観の保全に配慮して行う。
- 本格整備による古墳公園を目指した段階的整備 奈良古墳群の保存・活用の実現に向けて、本格的整備を行い古墳公園として開園する将来目標の下、段階的な整備に取り組む。

運営・体制の整備

- 沼田市教育委員会は、関係課と連携体制を構築し、保存管理・活用・整備を適切に遂行する。
- 沼田市は、将来的な保存・活用・整備を見据え、管理運営の一部を担う住民組織等の育成等に取り組む。